

提出内容

受付番号	201605110000369557
提出日時	2016年05月11日09時24分

案件番号	550002306
案件名	新たな土地改良長期計画(中間取りまとめ)についての意見・情報の募集
所管府省・部局名等	農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室 電話:03-3502-8111(内線5514)
意見・情報受付開始日	2016年04月15日
意見・情報受付締切日	2016年05月14日

郵便番号	171-0021
住所	東京都豊島区西池袋2-30-20
氏名	公益財団法人日本生態系協会 池谷奉文 ※団体としての意見
連絡先電話番号	03-5951-0244
連絡先メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp

提出意見	<p>意見1 16ページの2～3行目の「このように、地域の特性に応じた柔軟できめ細やかな整備により、地域の創意工夫が発揮されるような取組を支援することが重要である。」という部分について、この文の前に、一つの独立した段落として、「今後の人口動態等の地域の状況を踏まえ、条件が揃えば森林としての活用や過去に損なわれた湿地等の自然環境の再生等、農地以外への転換を促進し、バイオマスの生産や観光資源の構成要素等として地域経済の活性化に役立てるとの考えは、今後の国土利用の一つの重要なあり方と考えられる。」を追加する。</p> <p>理由 (公財)日本生態系協会では、人口減少・環境の時代を迎え国民全体の利益という観点から、1999年の食料・農業・農村基本法の制定に向けた議論のなかで、またその後の中山間地域対策のあり方に関する議論のなかで、中山間地域の生産性向上がもともと困難な農地等について、条件が揃えば元の自然環境に戻すことも農政として重要との提言を行ってきました。 昨年(2015年)8月に閣議決定された新しい国土形成計画(全国計画)では「人口減少等に伴う開発圧力低下の機会をとらえた国土の選択的利用」として「人口減少、高齢化等により適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた湿地等の自然環境の再生、希少な野生生物の生息地等としての保全の促進等、新たな用途を見いだすとともに、美しい景観の創出や生物多様性の確保を図る」という方向性が明示されました。 新しい土地改良長期計画においても、こうしたことを明示しておく必要があります。</p> <p>意見2 20ページの12～13行目の「水田の大区画化等を推進する」という部分について、「事業計画の策定前に必ず十分な生物多様性に関する調査を実施するなど、環境との調和への配慮を原則としつつ、水田の大区画化等を推進する」とする。</p> <p>理由 平成13年に土地改良法が改正され、「環境との調和への配慮」が事業実施に当たっての原則とされました。これを受け事業計画の作成前に、市町村により「田園環境整備マスタープラン」等が作成されるようになりました。しかしこれらの多くは、野生生物の生息・生育状況調査を十分行わずに作成されていると考えられ、法律は改正されたものの、事業による自然環境への影響を適切に緩和したり、地方創生に向け自然環境を積極的に活かしたりすることが十分にできていません。特に環境省及び当該都道府県・市町村レッドリストに掲載されている希少な野生生物については、事前にその生息・生育分布情報を正確に把握しておく必要があります。</p> <p>意見3 24ページの29～30行目の「環境への負荷や影響の回避・低減、さらには環境の再生・創造を推進する」という部分について、「ビオトープ管理士等の地域の生物多様性に関する専門家と連携・協働しつつ環境への負荷や影響の回避・低減、さらには環境の再生・創造を推進する」とする。</p> <p>理由 事前調査において確認された野生生物、特に希少な野生生物への影響を適切に緩和したり、地方創生に積極的に活かしたりするためには、生物多様性について専門的知識を有するビオトープ管理士等の専門家との連携・協働が欠かせません。新たな土地改良長期計画の作成にあたり「環境への負荷や影響の回避・低減、さらには環境の再生・創造の推進」という部分に、そのことを明示しておく必要があります。</p>
------	---